



## 提出いただく書類

施術管理者は、「受領委任の取扱規程」に基づく申請様式で支給申請書（様式第6号又は第6号の2）及び添付書類（同意書、往療内訳表、施術継続理由・状態記入書及び支給申請総括票等）を作成・提出してください。取扱規程以外の様式で提出された場合は返戻しますのでご注意ください。

府単独公費負担医療（老人・障がい・ひとり親・乳幼児）、国公費（原子爆弾被爆者に対する援護医療）がある場合は、主保険と同様の様式で別に1部作成し、大阪国保連へ提出してください（※7）。

※7 提出先が大阪国保連となる公費実施者は、今後、大阪府のウェブページに掲載する予定です。

## 受領委任の承諾を受けていない施術者

従来の代理受領により、国保又は後期高齢者医療へ直接支給申請書等を提出できるのは、2020（令和2）年3月受付分（2月施術分）までです。そのため、受領委任の承諾を受けていない施術者は、2020（令和2）年4月受付分（3月施術分）から国保及び後期高齢者医療に対する療養費支給申請書の提出は行うことができなくなり、被保険者による償還払い（※8）対応のみとなります。

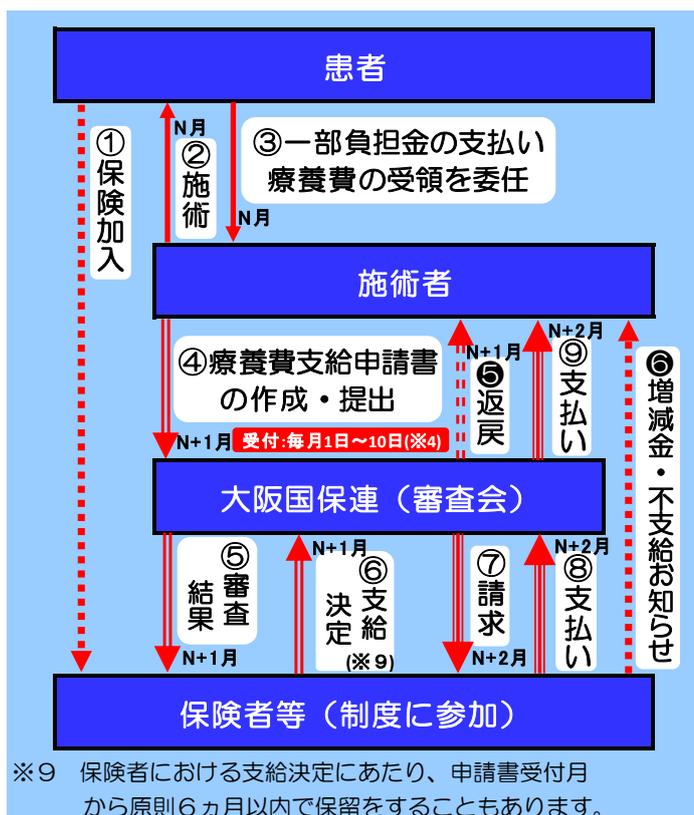
※8 施術所で施術を受けた患者が、施術所の窓口で施術料金の全額を支払うとともに、保険者に対して療養費の支給申請を行い、保険給付を受ける方法。

## 3 施術から療養費受領までの流れ

大阪国保連は、提出された支給申請書等の審査を行い、保険者の決定を受けて申請書受付の翌月下旬に療養費を支給します。支給申請書に記載漏れや不備があれば、返戻（右図⑤）となりますので、ご注意ください。

ただし、保険者が支給の決定に際し、必要があれば調査する場合もあるため、申請書受付月から原則6ヵ月以内で支給決定を保留することがあります（右図※9）。この場合、療養費の請求月から支給月まで、7ヵ月程度（保留期間6+支払手続1）かかることもあります。

また、保険者において、減額や不支給の決定を行った場合は、増減金額等のお知らせ（右図⑥）を送付します。



制度導入に係るQ&Aは大阪府のウェブページをご確認ください。

大阪府 国民健康保険課

検索

左記にアクセスし、

☞事業一覧ページ

☞保険医療機関（保険薬局）、施術所 及び 福祉施設の関係者の皆様への順で進んでください